

平成25年4月12日

災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の取扱期間延長について

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、東日本大震災で被害を受けられた事業者の皆さまを継続的に支援するため、早急な災害復旧・復興に役立てていただくための災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の取扱期間を平成26年3月31日（月）までの一年間延長いたします。

今後とも、被害を受けられた皆さまの支援に積極的に取組んでまいります。

記

災害復旧支援資金「頑張ろう！千葉」の商品概要

項目	概要
融資対象者	東北地方太平洋沖地震により被災した、千葉県内に事業基盤を有する「法人」または「個人事業者」
融資金額	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内
資金使途	地震・津波等による災害復旧に伴う事業資金（運転・設備）
融資期間	運転・設備5年以内
貸付形式	証書貸付・手形貸付
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	当行所定金利（変動金利）
担保	原則不要。但し、設備資金の場合、融資対象物件の担保が必要となります。
保証人	法人代表者以外原則不要
必要書類	1. 市区町村の発行する「罹災証明書」 2. 罹災状況の確認できる資料等 「罹災証明書」が取得できない場合は本支店窓口へご相談ください。
取扱期間	平成23年3月18日（金）～平成26年3月31日（月）（延長）
その他	お客様の被害を受けられた状況に応じて条件面について相談を承ります。

※当行所定の審査の結果、ご希望に添えかねる場合もございますので、予めご了承ください。

※その他詳細につきましては、各支店窓口までお問い合わせください。

以上